

## ～登録後の手続きの流れについて～



### ① 新規登録

登録通知書の受理後、遊漁船業者登録票・登録番号を見やすい場所に掲示し、営業を開始します。

### ② 変更手続き

#### ○登録内容の変更手続き（**変更後 30 日以内**に申請）

営業開始後、登録内容（船舶、住所、業務主任者、保険内容等）に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

特に損害賠償保険については、ほとんどが1年ごとの更新となりますので、その都度変更の手続きが必要です。

（例）保険期間を更新した際に必要な書類（その他の変更事項については別紙一覧表参照）

- ・遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号）
- ・船舶検査証書のコピー（旅客定員が裏面に記載の場合は、裏面も併せて）
- ・保険または共済契約の証券のコピー  
（保険加入申込書及び領収書のコピー2点セットでも可）

#### ○業務規程の変更手続き（**変更前**に申請）

業務規程の内容を変更するときは、事前に、下記書類を提出する必要があります。

- ・業務規程変更届出書（様式第六号）
- ・業務規程の変更箇所のコピー

### ③ 登録更新

新規登録後、5年ごと（※一部例外あり）に登録更新の手続きが必要となります。

必要書類は、新規申請時の書類と同一です。手数料は12,000円です。

（※業務改善命令や業務停止命令を受けた場合は、登録更新後の登録期間が短縮されます。）

### ④ 廃業手続き

廃業する場合は、遊漁船業者廃業等届出書（別記様式第七号）をご提出ください。

添付書類は必須ではありません。

### ●提出方法

電子申請（変更・廃業の手続きのみ）・e-mail・FAX・郵送

詳細は、福岡県のホームページ（遊漁船業の登録）に掲載しております。

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuugyoseneigyoku.html>

「福岡県 遊漁船」で検索ください。



【変更手続き QR コード】

#### ○提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課漁場環境係

TEL：092-643-3555

FAX：092-643-3558

E-mail: gyokan@pref.fukuoka.lg.jp